

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (35) 文化財保護法 (文化財・生涯学習課)	周知の埋蔵文化財包蔵地 (法93)	長野県教育委員会 (長野市及び松本市を除く区域内)	届 出 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚・古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の発掘	法93①	60日前までに届出 ただし、国の機関、地方公共団体等の場合は事業計画の策定に当たって通知 (法94①)
		長野市教育委員会 (長野市の区域内) 松本市教育委員会 (松本市の区域内)	届 出 長野市教育委員会 松本市教育委員会			
	重要文化的景観に選定された地域 (法134)	文化庁長官	届 出 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課 ↓ 文化庁	(行為の制限) 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(現状変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合を除く。)	法139①	30日前までに届出
伝統的建造物群保存地区内(法143①、②)	都市計画区域又は準都市計画区域内に定められた伝統的建造物群保存地区の場合は、市町村長及び市町村教育委員会 上記以外の区域に定められた伝統的建造物群保存地区の場合は、市町村教育委員会	許 可 市町村 ↓ 市町村教育委員会	(行為の制限) 伝統的建造物群保存地区内における次の行為(非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては除く。) 1 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却 2 建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの 3 宅地の造成その他の土地の形質の変更 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの	法143①、② 市町村条例	市町村は条例で、政令の定める基準に従い、必要な現状変更の規制について定める。(法143①) 国又は地方公共団体の機関の場合は協議(令4⑤) 条例で定める特定の公益事業の場合は通知(令4⑥)	
1 (36) 文化財保護条例 (文化財・生涯学習課)	長野県史跡名勝天然記念物に指定された地域 (条30)	長野県教育委員会	許 可 市町村教育委員会 ↓ 教育事務所 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 長野県史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	条34 (条13①)	